

「放送を巡る諸課題に関する検討会」開催要綱（案）

1 背景・目的

近年、情報通信技術の進展により、新しい放送サービス・機器の登場及び魅力ある地域情報の発信は、日本の経済成長の牽引及び地方創生の実現に貢献するものとして期待されている。また、国内はもとより諸外国においても、ブロードバンドの普及はインターネットでの放送番組の動画配信など放送コンテンツの視聴環境に変化を生じさせ、視聴者の様々なデバイス（機器）によるコンテンツの視聴ニーズも大きくなっている。

このような環境変化等を背景として、放送に関する諸課題について、①日本の経済成長への貢献並びに市場及びサービスのグローバル化への対応、②視聴者利益の確保・拡大等の観点から、中長期的な展望も視野に入れた検討を行うことを目的として、本会を開催する。

2 名称

本会は「放送を巡る諸課題に関する検討会」と称する。

3 主な検討項目

- (1) 今後の放送の市場及びサービスの可能性
- (2) 視聴者利益の確保・拡大に向けた取組
- (3) 放送における地域メディア及び地域情報確保の在り方
- (4) 公共放送を取り巻く課題への対応
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務大臣の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) 座長は、必要に応じ、ワーキンググループ等を開催することができる。
- (8) ワーキンググループ等の構成員及び運営に必要な事項については、座長が定めるところによる。
- (9) その他、本会の運営に必要な事項は座長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要を認める場合については、非公開とする。

- (2) 本会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する虞がある場合その他座長が必要を認める場合については、非公開とする。
- (3) 本会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本会の庶務は、情報流通行政局放送政策課が関係課と連携して行うものとする。

「放送を巡る諸課題に関する検討会」構成員名簿

(敬称略、座長を除き五十音順)

(座長)	たがや かずてる 多賀谷一照	獨協大学法学部教授
	いわなみ ごうた 岩浪 剛太	株式会社インフォシティ代表取締役
	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
	おく りつや 奥 律哉	株式会社電通 電通総研研究主席
	かわすみ まさみつ 川住 昌光	株式会社日本政策投資銀行産業調査部長
	きた しゅんいち 北 俊一	株式会社野村総合研究所上席コンサルタント
	きよはら けいこ 清原 慶子	三鷹市長
	こんどう のりこ 近藤 則子	老テク研究会事務局長
	しじど じょうじ 宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	すえのぶ よしまさ 末延 吉正	ジャーナリスト・東海大学教授
	すずき よういち 鈴木 陽一	東北大学情報シナジー機構長・電気通信研究所教授
	ながた みき 長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
	にいみ いくふみ 新美 育文	明治大学法学部教授
	みお みえこ 三尾美枝子	弁護士
	みとも ひとし 三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
	みよし たかみち 三膳 孝通	株式会社インターネットイニシアティブ技術主幹

(計 16 名)